

< 21年度 > 【出題の趣旨】〔第2問〕

設問1は、甲が作成した絵画Aの贈与を受けて、これを知り合い十数名に見せ、そのうちの丙に売却した乙に対する甲の請求を、また、絵画Aに描かれたキャラクターの彫刻Bを作成し、これを自らが経営する玩具店の店内に置き、丁市に譲渡した丙に対する甲の請求を問うものであり、甲が乙及び丙に対していかなる権利の侵害に基づいてどのような請求をすることが可能であるかを論述させるものである。

乙の行為により侵害される権利としては、公表権、譲渡権等が問題となる。公表権に関しては、乙の行為が「著作物でまだ公表されていないもの・・・を公衆に提供し、又は提示する」(著作権法第18条第1項)ものに当たるかどうかや、甲と乙との間の他人に見せない旨の合意と著作権法第18条第2項第2号との関係を論じる必要がある。譲渡権に関しては、乙の行為が著作物の「原作品又は複製物・・・の譲渡により公衆に提供する」(著作権法第26条の2第1項)ものに当たるかどうか、著作権法第26条の2第2項第3号に該当するものの譲渡に当たるかどうか、甲と乙との間の他人に譲渡しない旨の合意が同号の適用に影響を与えるかどうかを論じる必要がある。

丙の行為により侵害される権利としては、翻案権、展示権、譲渡権、同一性保持権、公表権等が問題となる。翻案権に関しては、彫刻Bの作成が翻案に当たる場合について論述することが求められる。彫刻Bの作成が翻案に当たるとした場合、彫刻Bが絵画Aの二次的著作物となることから、展示権、譲渡権については、同法第28条、公表権については、同法第18条第1項後段に言及することとなる。

そして、乙及び丙に対する請求として、差止請求や損害賠償請求が可能であるかどうかについて論じる必要がある。

設問2は、甲と、ラストシーンの10秒程度に彫刻Bが写っている映画CのDVDを販売している戊との間の法律関係を問うものである。まず、著作権の侵害を理由とする甲の戊に対する差止請求の主張に関しては、頒布権(著作権法第26条第2項)の侵害等を論述することが求められる。次に、甲の主張に対する戊の反論及び戊の反論に対する甲の再反論に関しては、戊の行為と著作権法第46条との関係(二次的著作物が「屋外の場所に恒常的に設置されている」場合における原著作物についての著作権に対する同条の適用や同条第4号の該当性)、映画Cに彫刻Bが写っていることが著作物の複製に当たるかどうか等について検討する必要がある。